

栃木県警察会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する要綱の制定について（例規通達）

（令和2年3月18日）

（栃務第6号）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第17条の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めた要綱を適正に運用するために発出したものである。

要綱では、栃木県警察会計年度任用職員の

- 勤務時間
- 勤務日の割り振り
- 超過勤務
- 休日
- 年次休暇

等について定めている。